

**国民健康保険税の軽減世帯基準・課税限度額について改正されました。**

◎低所得者に対する保険料軽減の対象世帯数の拡大

2割軽減の拡大 ……軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

◇26年度までの所得基準額 33万円+45万円×被保険者数

◇27年度からの所得基準額 33万円+47万円×被保険者数

5割軽減の拡大 単身世帯も対象とし、軽減となる所得基準額を引き上げる

◇26年度までの所得基準額 33万円+24.5万円×被保険者数

◇27年度からの所得基準額 33万円+ 26万円×被保険者数

◎平成27年度国民健康保険税の医療給付費分等課税額に係る課税限度額

◇26年度まで51万円 27年度から52万円

◎平成27年度国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額

◇27年度まで16万円 27年度から17万円

◎平成27年度国民健康保険税の介護納付金課税額に係る課税限度額

◇26年度まで14万円 27年度から16万円

平成27年度 南大隅町国民健康保険税率

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	国保世帯員の前年所得の基礎控除後の金額×9.0%	国保世帯員の前年所得の基礎控除後の金額×2.2%	2号被保険者前年所得の基礎控除後の金額×2.2%
資産割	国保世帯員の固定資産税額×32.0%	国保世帯員の固定資産税額×7.0%	2号被保険者の固定資産税額×7.0%
均等割	国保被保険者数 × 20,000円	国保被保険者数 × 5,000円	2号被保険者数 × 8,000円
平等割	1世帯当たり 20,000円	1世帯当たり 6,000円	1世帯当たり 5,000円 (2号被保険者該当世帯のみ)
賦課限度額	520,000円	170,000円	160,000円

※基礎控除額 330,000円 ※2号被保険者40歳以上65歳未満の国保被保険者

納期 (年金特別徴収を除く) 各月末

1期【4月】・2期【7月】・3期【9月】・4期【11月】・5期【1月】・6期【2月】

## 納税方法

### ① 納付書で納める方

納期限までに納めてください。納付場所は納付書裏面に記載してあります。

※新たに口座振替納税を希望される方は、金融機関へ、通帳・届印を持参のうえ、手続きをお願いします。（安心安全確実な口座振替納税をぜひご検討ください。）

### ② 特別徴収（年金徴収）の方

年金から徴収いたします。なお、年税額の増減変更があった場合は、①の方法へ変更させていただきます。

一定の条件を満たす方は口座振替へ変更することが可能です。希望する方は役場税務課までご相談ください。

### ③ 口座振替納税の方

すでに口座振替の申し込みをされている方につきましては、納付書は同封していません。納税通知書に記載されている口座から引き落とします。口座番号等を確認してください。引き落とし日は、各納期月の25日です。

（25日が金融機関の休みにあたる場合は翌営業日の引き落としとなります。）



※納付額・制度等について、疑問点や相談などありましたら、随時役場税務課で対応させていただきますので、お気軽にご相談・ご連絡ください。

893-2501

南大隅町根占川北 226 番地

**南大隅町役場 税務課**

電話 0994-24-3116